

管理区間と主な事業

佐伯河川国道事務所の道路事業は、大分県南の国道10号(豊後大野市犬飼町～宮崎県境)、国道57号(大分市上戸次～熊本県境)の維持管理及び中九州横断道路 竹田阿蘇道路の整備を行っています。



(R6.4現在)

路線名	起点・終点	延長(竹田維持出張所)
10号	豊後大野市犬飼町久原字灰原 ～佐伯市宇目大字重岡字赤松	62.3km
57号	大分市大字上戸次字川原 ～竹田市大字小塚字通道	45.1km
うち中九州横断道路 (犬飼IC～竹田IC)	豊後大野市犬飼町大字下津尾字西ノ田 ～竹田市大字会々	(26.2km)
延長合計		107.4km

「中九州横断道路」

中九州横断道路は、大分市と熊本市を結ぶ延長約120kmの高規格道路です。この道路が整備されると、大分市、熊本市を中心としたそれぞれの都市圏を相互に連絡し、両県の交流を促進するとともに、沿道地域の産業振興、地域活性化が期待されます。また九州縦貫自動車道及び東九州自動車道と連絡されることにより、循環型ネットワークが形成され、さまざまな地域圏との交流が可能になります。

中九州横断道路位置図



竹田阿蘇道路

『竹田阿蘇道路』は、中九州横断道路の一部として竹田ICから波野IC(仮)までの延長約22.5kmの自動車専用道路です。

令和6年度は、調査設計、用地買収、埋蔵文化財調査、工事を進めます。



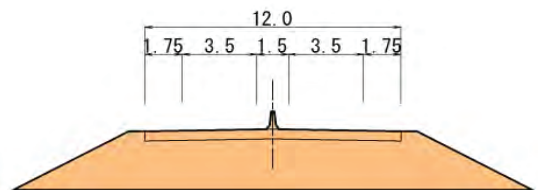
区 間：大分県竹田市大字会々～
熊本県阿蘇市波野大字小地野

延 長：22.5km

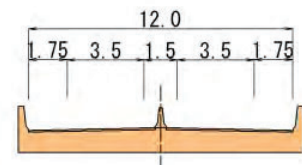
道路規格：第1種第3級(2車線)

設計速度：80km/h

事業化：平成31年度



(土工部)



(橋梁部)

▲標準横断面図(単位:m)

効果1 代替路確保による防災機能の向上

- ・国道57号の線形が厳しい箇所や防災点検要対策箇所等を回避し、災害時の救援活動等にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを形成

効果2 物流ルート形成による地域産業活動の支援

- ・大分市や熊本市への走行性向上による高原野菜の品質確保など沿線地域の産業活動を支援

効果3 救急医療アクセスの向上による地域医療活動の支援

- ・第3次救急医療施設へのアクセス性向上による圏域人口の拡大により、医療サービス水準の地域間格差を解消し、地域医療活動を支援

道路

ROAD

中九州横断道路の効果

物流効率化の支援

- 熊本県で消費されるガソリン等は、九州唯一の製油所がある大分市から陸送が主で、多くが国道57号利用。
- また、熊本県は世界有数の半導体関連企業が集積。大分市の半導体関連企業と相互に半導体製造装置や関連部品を輸送しているが、精密部品は衝撃の影響が少ない大分自動車道へ迂回。
- 中九州横断道路の整備により、所要時間の短縮や走行性の向上が図られ、物流の効率化が期待。



- ・大分製油所から熊本方面に延べ40～50台/日程度タンクローリー車でガソリン等を輸送している。
- ・これまでの中九州横断道路の整備により、約20分所要時間が短縮している。
- ・今後の中九州横断道路の整備による更なる所要時間短縮により、輸送に必要な車両数が削減され、輸送コスト削減等の物流の効率化を期待している。

資料：大分製油所ヒアリング結果 (R4.11)

熊本県の半導体関連産業に関する動向

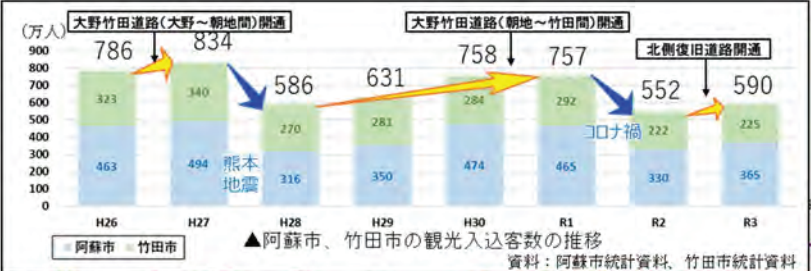
- ・合志市等は**日本有数の半導体企業の立地地域**。
- ※合志市：生産用機械器具製造業の出荷額が九州第1位 (経済構造実態調査 (2021年実績))
- ・また**世界最大手企業が半導体製造工場を建設中** (2022年着工、2024年12月稼働予定)
- ・世界最大手企業の進出を契機として、周辺への半導体企業の新規進出が活発に。

- ・大分～熊本間の輸送のうち、精密部品はプレーキやカーブの影響による品質低下の恐れがあるため、規格の高い大分自動車道へ迂回している。
- ・中九州横断道路の整備が進めば、大分～熊本間の走行性が向上し、迂回のない効率的な輸送が期待できる。

資料：半導体関連企業ヒアリング結果 (R4.2)

観光振興の支援

- 沿線地域は豊富な自然と歴史に富んだ観光地で、広域交通ネットワークの進展と共に観光入込客数は増加。
- 中九州横断道路の整備により、阿蘇くじゅう観光圏への所要時間が短縮し、観光の振興を支援。



阿蘇くじゅう観光圏

自然・歴史・文化等における密接な関係性を考慮し、県境を越えた3県10市町村から構成される九州を代表する観光地。

【熊本県】阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町

【大分県】竹田市、【宮崎県】高千穂町



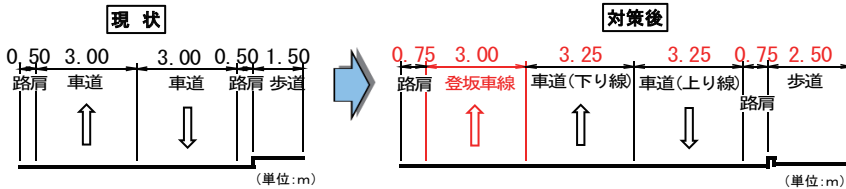
交通安全対策事業

事故ゼロプラン

九州の直轄国道で発生している交通事故の約70%は、管理区間の約3割に集中して発生しています。このため、交通事故が多発している区間の事故対策を集中的・重点的に取り組むことで、交通事故の撲滅を目的としています。令和6年度は「臼杵市野津町野津市」、「竹田市大字管生」、「臼杵市野津町清水原」、「竹田市大字渡瀬～大字戸上」で対策を実施します。

■国道57号 渡瀬・戸上地区登坂車線整備事業 (竹田市大字渡瀬～大字戸上)

当該箇所は、熊本方面への縦断勾配が急で、大型車の速度低下による交通阻害が発生しています。また、平面線形不良箇所も存在し、自動車交通の走行安全性が確保されていないため、登坂車線の設置等を行うことで、安全・安心な走行環境の確保を行います。



通学路における安全対策

通学路において、通学路の安全確保等を目的に、宮原地区で歩道を整備しました。歩道工事を題材に土木の魅力伝えるイベントを実施しました。

■国道10号 宮原歩道整備事業(臼杵市野津町)

整備前



整備後



【イベントの開催】

「みんなの通学路をつくろう！」



わくわく★ドキドキ★土木体験イベント

【通学している児童からのコメント】

実際に測量をして難しかったけど楽しかったです。
ありがとうございました！(小学6年生)



私たちの通学路をつくってくださりありがとうございます。
これからは、安全で安心で、事故なく通りたいと思いました。(小学6年生)



【佐伯河川国道事務所からのコメント】

国道10号臼杵市宮原地区の歩道が完成しました。通学時、また地域の方々の交流の際に歩道をご利用下さい。これまで、大切な用地を提供いただいた方々、工事にご不便をおかけした方々、工事にご尽力いただいた方々本当にありがとうございました。

維持管理

維持管理

近年、道路施設の高齢化や法面などの老朽化に伴い、道路の維持修繕の重要性が増加しています。このため、効率的かつ効果的な維持管理を行う事が非常に重要となります。当事務所で管理している国道10号、国道57号においても地域の実情や道路特性を踏まえた維持管理レベルを設定し、道路利用者が安全・安心に通行できるように努めています。

①巡回(パトロール)



道路が良好な状態に保たれているかどうか道路巡回を行っています。

②植栽管理



植栽の繁茂から建築限界や視距を確保するため、剪定を行っています。

③除雪



降雪や凍結時に安全な交通を確保するため、除雪作業や凍結防止剤の散布を行っています。

④清掃(路面清掃)



道路を快適で安全に利用できるように機械による清掃作業を行っています。

⑤除草



道路利用者からの視認性を確保するため見通しが悪い箇所などの除草を行っています。

⑥照明灯維持



トンネルや夜間の車両通行の安全を確保するため、ランプ切れなどの部品交換を行っています。

道路緊急ダイヤル(#9910)

- 道路利用者が幹線道路の異常等を発見した場合に、直接道路管理者に緊急通報できるようにするとともに、それを受けた道路管理者は迅速に道路の異常への対応を図ることによって、安全を確保します。
- 道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど道路の異常を対象とし、24時間受け付けています。
- 電話番号は【#9910】で、通話料は無料です。
- 事故情報は、警察(110番)へ連絡して下さい。

道路の異状を発見したら

すぐから始まるこの番号へ

道路緊急ダイヤル #9910

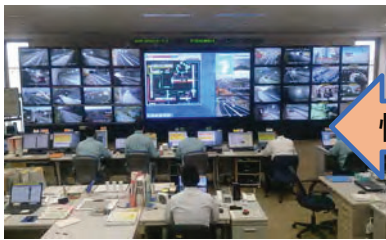
全国共通 24時間受付無料



管理体制

○車両の円滑な交通の流れを確保するため、24時間体制で管理を行っています。

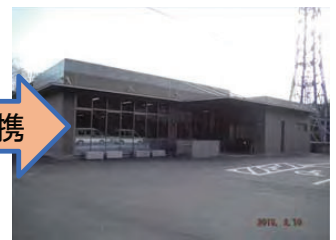
24時間体制でのリアルタイムな道路情報管理



九州高規格道路管理センター



佐伯河川国道事務所



竹田維持出張所

情報連携

情報連携

○「九州高規格道路管理センター」が事務所・出張所に情報発信や現場対応等の処置依頼を行うことにより、管理道路における24時間体制での緊急対応や連携強化を図っています。



落下物の回収



風倒木の処理



被災時の緊急対応



冬季の凍結防止剤散布

《参考》災害対策基本法に基づく放置車両対策の強化

- これまで、災害時における消防や救助活動・緊急物資の輸送等に支障となる「路上放置車両」に対して、道路法に基づく対応だけでは制約が多く、緊急車両の通行のための最低限の通行空間すら確保することが困難でした。
 - そのため、平成26年11月21日より災害対策基本法に基づき「路上通行の支障となる車両を道路管理者が排除する」ことが可能になりました。
 - これに基づき「対象区間の指定」→「区間内の支障となる車両に対する移動命令」→「移動できない車両の強制排除」等を行い、またそれに必要な「土地の一時使用」を行います。
- 今後起こりうる風水害や大雪被害等に迅速に対応すべく万全の準備を施していきます。

放置車両対策の流れ(例)



支障となる車両の確認・手続き

自力で移動できない場合



対象車両の移動(牽引等)

道路防災対策

防災・減災・国土強靱化のための5ヶ年加速化対策

激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震等への対策として、佐伯河川国道事務所では、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策として、主に法面の落石対策について令和7年の5ヶ年までに重点的・集中的に取り組みます。

対策前



対策後



高エネルギー吸収型落石防護柵

佐伯市弥生尺間地区
令和4年3月完成

対策前



対策後



ポケット式落石防護柵

佐伯市宇目地区
令和3年3月完成

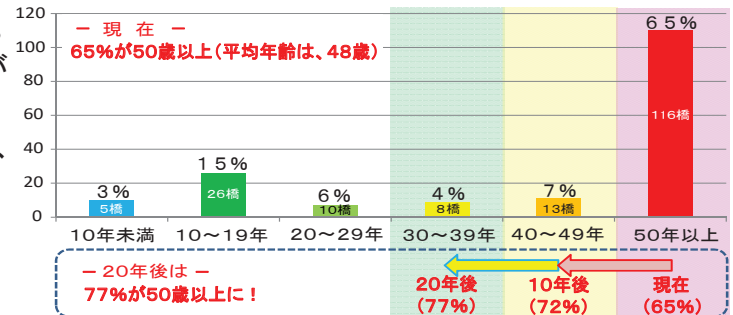
老朽化対策

橋梁

□佐伯河川国道事務所の橋梁の平均年齢は48歳

- 佐伯河川国道事務所が管理する橋梁は 178 橋です。
- 橋梁については、建設から 50 年以上経過したものが 65%を占め、平均年齢は 48 歳です。
- 更に、50 年以上経過した橋梁は、10年後には 72%、20年後には 77%まで急激に増加していきます。

佐伯河川国道事務所の橋梁数(178橋)



□補修が必要な橋梁は42%

- 管理する橋梁に対し、老朽化に因る損傷を早期に発見するために、5年に1回の近接目視による定期点検を実施しています。(新設橋梁は供用後2年以内に初回点検)
- 点検の結果、損傷状況に応じて4段階の対策区分に判定しています。H30年度~R4年度に点検した結果は「すみやかに補修を行う必要があるⅢ」の橋梁が18橋、「予防的措置を行うことが望ましいⅡ」の橋梁が56橋で全体の42%となっています。



橋梁点検車による点検状況



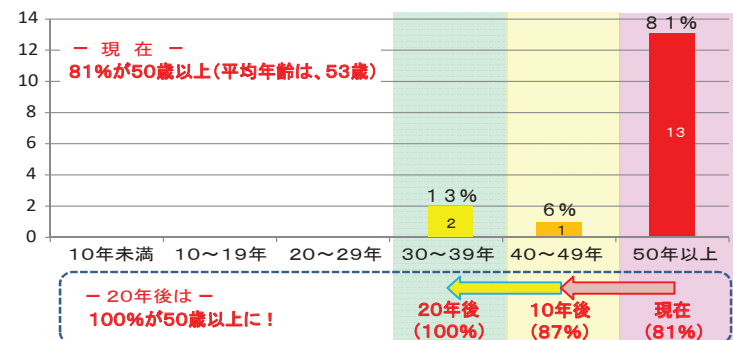
ハンゴによる橋梁点検状況

トンネル

□佐伯河川国道事務所のトンネルの平均年齢は53歳

- 佐伯河川国道事務所が管理するトンネルは 16トンネル、全延長は2,882mです。
- トンネルについては、建設から 50 年以上経過したものが 81%を占め、平均年齢は 53 歳です。(概ね矢板工法が主体)
- 更に、50 年以上経過したトンネルは、10年後には 87%と増加していきます。

佐伯河川国道事務所のトンネル数(16トンネル)

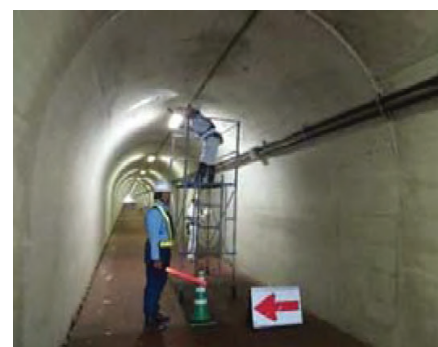


□補修が必要なトンネル

- 管理するトンネルに対し、老朽化に因る損傷を早期に発見するために、5年に1回の近接目視による定期点検を実施しています。
- 点検の結果、損傷状況に応じて4段階の対策区分に判定しています。「予防的措置を行うことが望ましいⅡ」のトンネルが、令和元年度末時点で100%となっています。



高所作業車によるトンネル点検状況

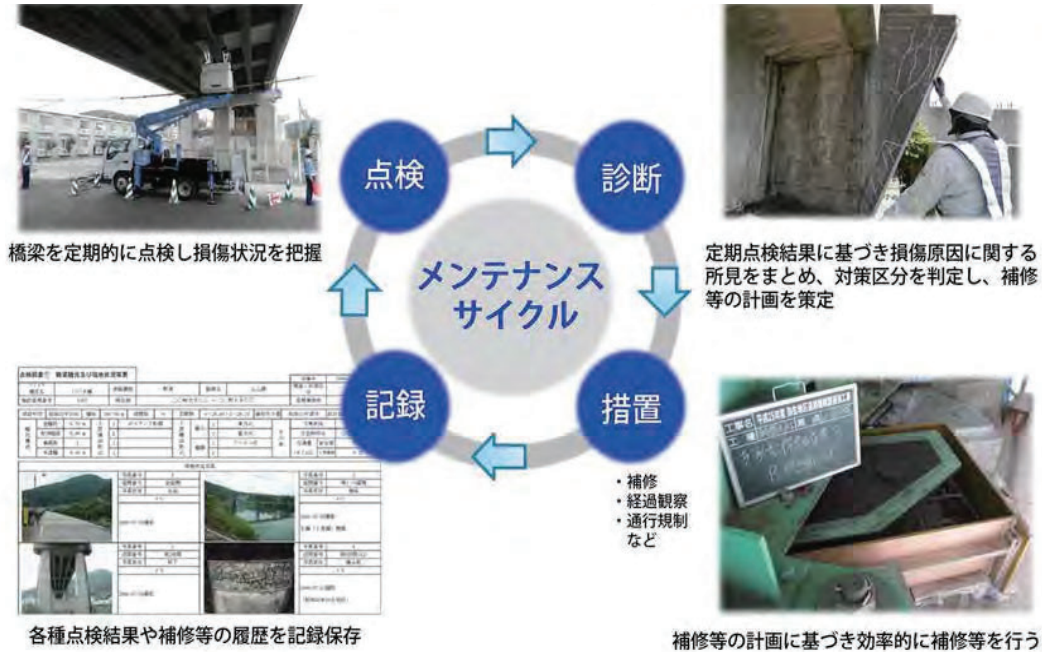


足場を使用したトンネル点検状況

インフラの長寿命化

□インフラ長寿命化計画に基づく点検・補修の実施

○点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒(次の点検)の業務サイクルを通して、長寿命化計画の内容を充実し、予防的な保全を進める**メンテナンスサイクル**を構築し、道路構造物の適切な維持管理を行います。



メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める**統一的な基準**により、**5年に一度、近接目視による全数監視**を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

[診断]

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断**を実施

『道路インフラ診断』

(省令・告示:H26.3.31公布 同年7.1施行)

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早急に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

[措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、**通行規制・通行止め**
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には、国が**勧告・指示**
- 重大事故等の原因究明、再発防止を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

[記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、**評価・公表(見える化)**



地域との連携

「三つの輪」のとりくみ(道に関わる3団体の連携)

県内の道の駅・日本風景街道・道守大分会議では、それぞれが各活動を理解すると共に今後の活動をより良くするため、「三つの輪」として連携し協働活動することで、それぞれの特性をより活かしていきます。三者連携の一環として、道の駅や日本風景街道、道守が一体となり、訪れる方々のための清掃活動を実施。令和6年度においても、さらなる地域貢献を目指していきます。



道の駅「みえ」(R5.4.24)



道の駅「すごう」(R5.4.25)

日本風景街道

日本風景街道は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与し、これにより、国土文化の再興の一助となることを目的とします。九州には15ルートがあり当事務所管内では「日豊海岸シーニック・バイウェイ(蒲江・北浦大漁海道)」が活動しています。

ロゴマーク



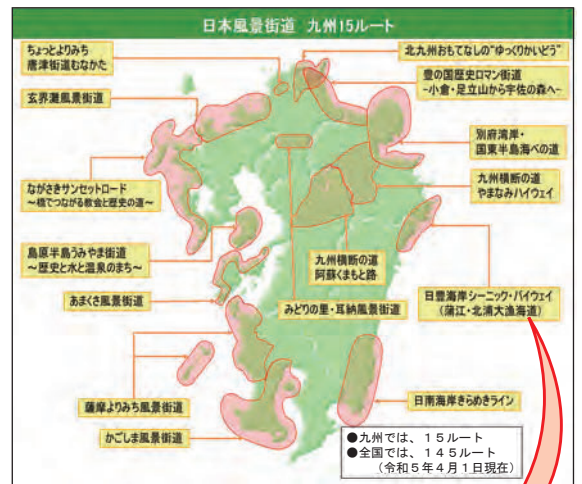
日本風景街道



九州ルート



日豊海岸シーニック・バイウェイ



日豊海岸シーニック・バイウェイ (蒲江・北浦大漁海道)

「日豊海岸シーニック・バイウェイ」では、住民やNPO、行政等が連携し、道を通して景観、自然、歴史、文化など多様な地域資源を活用し、「海業(うみぎょう)、ツーリズムの推進により、住んでよし、訪れてよしのふるさとづくり」を行っています。

活動方針

浦ごとにある海業(持続的な漁業)の連携で、質の高い道路空間づくりをととした地域振興をコンセプトとしています。

- 地域の資産「おしなげい(もったいない)」の発掘と有効利用
- 「海の道」のリフォーム
- 県境を越えた地域連携と情報発信



道守大分会議



道守(みちもり)とは

「道守」。広辞苑では、「道路の番人」

「道守」。歴史を遡ると、万葉集に次の歌があります。(万葉集巻第四紀の国)

「道守の 問はむ答を 言ひ遣らむ すべを知らにと 立ちてつまづく」

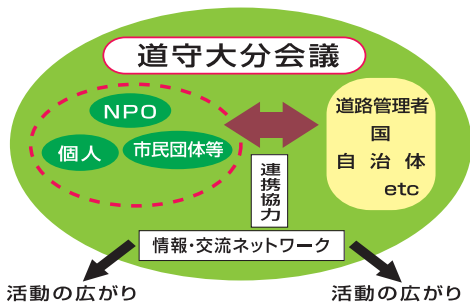
「道守」。それは人の心を道に吹き込むものです。

旅人の飢えや渴きを癒そうと道沿いに果樹などを植えた心があったといえます。

「道」を舞台に、あるいはテーマとして様々な活動を行っている人々を「道守」と名付け、その行動を「道守活動」といいます。(道守活動:道の清掃や花植えなどのボランティア活動等)

道守大分会議

「道守大分会議」は、大分県内各地で道のボランティア活動等、道に関する様々な活動に携わっている方々が道守の情報交流や情報発信等を行い、道守活動や道守の意識を広げ、大分の地域づくりや暮らしの改善などに寄与することを目的に平成16年3月に設立されました。



みちづくしin竹田 (R5.10.27)



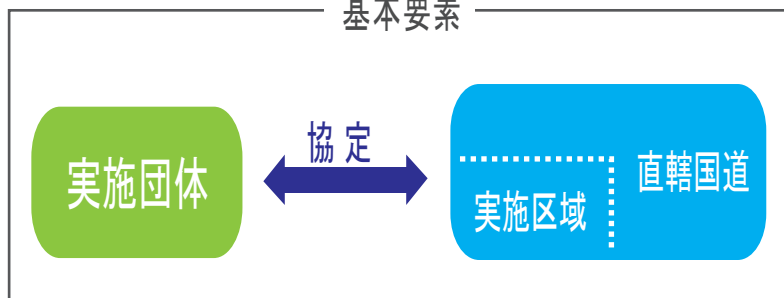
VSP(ボランティア・サポート・プログラム)

道路を慈しみ、住んでいるところをきれいにしたいという自然な気持ちを形あるものにして考え出されたのが、「ボランティア・サポート・プログラム」です。アメリカでのボランティアの人たちが、道路を我が子のように面倒をみている「アダプト・ア・ハイウェイ・プログラム」からヒントを得ています。「道」をきれいにしようという活動から始まって、地域のコミュニティの活性化が期待されています。

「実施団体」(ボランティア団体)が、道路(直轄国道)の清掃や美化活動を行うことを「協定」で確認し、その「協定」の内容に従って活動を実施します。

当事務所管内では、竹田市立菅生小学校等が活動を行っています。

基本要素



菅生ゴミ0(ゼロ)大作戦 (R5.11.2 菅生小学校)



道路ふれあい月間合同点検清掃 (R5.8.28)



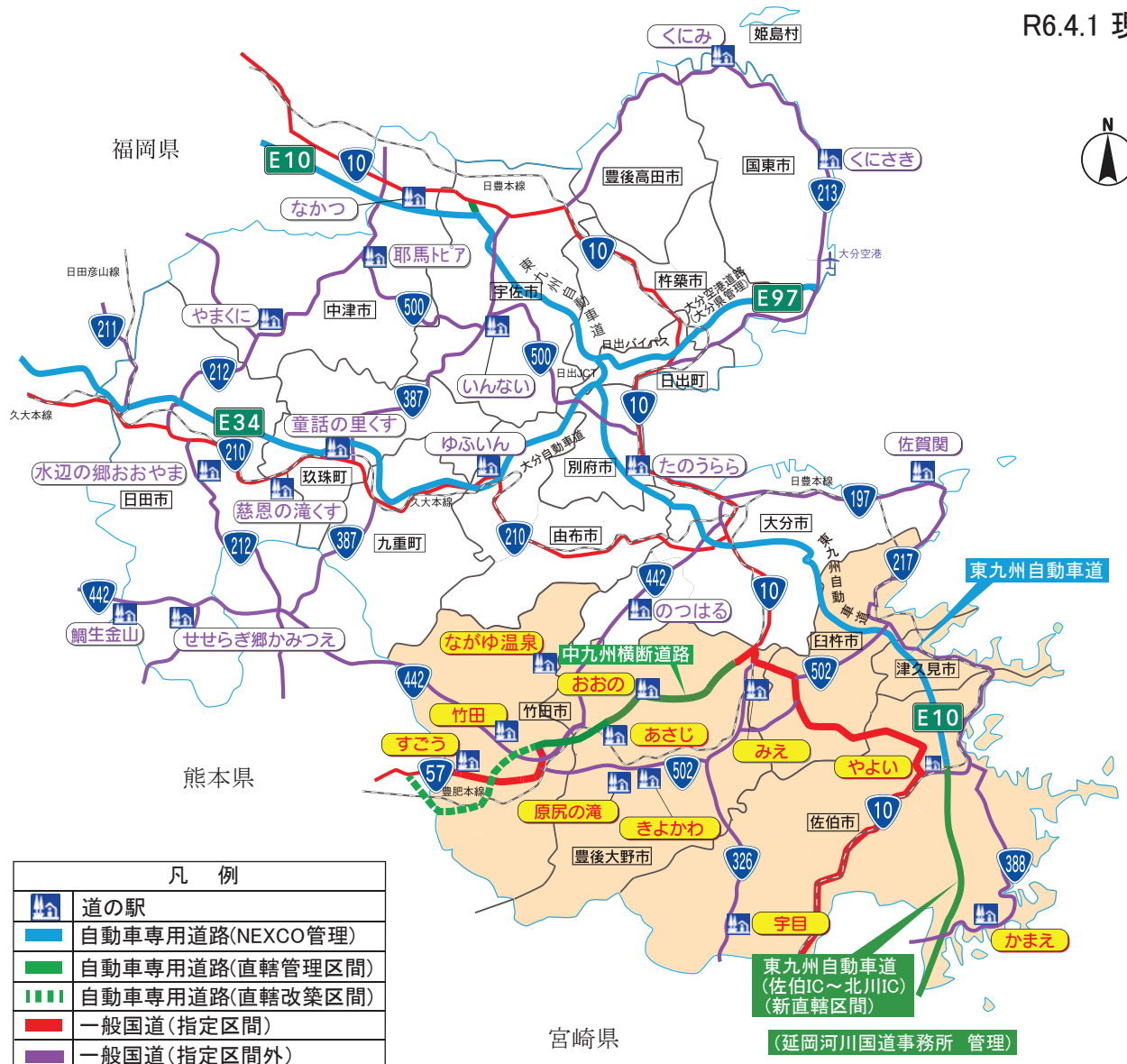
花植え (R5.11.14)

道の駅

「道の駅」は、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つの機能を併せ持つ休憩施設として整備されており、現在、全国で1,213駅【うち九州142駅・大分県内26駅・佐伯管内11駅】が登録されています。(令和6年3月末時点) なお、大分県内では、令和6年度内に道の駅「たのうらら」が開業予定です。

道の駅の更なる賑わい創出の一助となるよう、4月22日に「道の駅の日」、並びに同日から28日までを「道の駅週間」として制定されました。

R6.4.1 現在



■大学との連携

- 「道の駅」における大学との連携、受入体制を整備し、若者の就労体験や交流の場として活用。
- 地域の魅力の集まる「道の駅」と、観光学等を学ぶ地域外の若者が交流することで、新たな価値の創造を図る。
- 「道の駅」と大学のニーズに応じ、「連携企画型」と「就労体験型」の2種類の形で実施。



道の駅「みえ」と別府大学との連携
地産地消プロジェクト(R3.10.31)

道の駅は第3ステージへ

2020年から「道の駅」第3ステージとして位置づけ、地方創生や観光を加速する拠点の実現に向け、多言語対応等によるインバウンド観光への対応強化、広域的な防災機能の強化、子育て応援施設の整備によるあらゆる世代が活躍する地域センターとしての取組を推進します。



10 やよい（直轄国道一体型による整備）

現在の整備状況



道路情報休憩室



防災用備蓄倉庫

- 防災機能強化（防災倉庫、防災用トイレ、道路情報休憩室、非常用電源設備）、無線LAN、トイレの多機能化を整備。
- 令和2年度に、子育て支援策として、道路情報休憩室横に、24時間利用可能なベビーコーナー（授乳室）を整備しました。



〒876-0112
大分県佐伯市弥生大字上小倉 898-1
TEL : 0972-46-5951
FAX : 0972-25-3028



授乳室



防災トイレ設置状況

許認可(各種申請・許可など)

道路の機能の保持と正しい道路の利用を図ります。

請願工事及び道路占用許可、特殊車両の通行許可及び指導取締りなどの許認可事務を実施します。

請願工事

■道路管理者以外の方が工事を行う場合、道路管理者へ申請が必要となります。

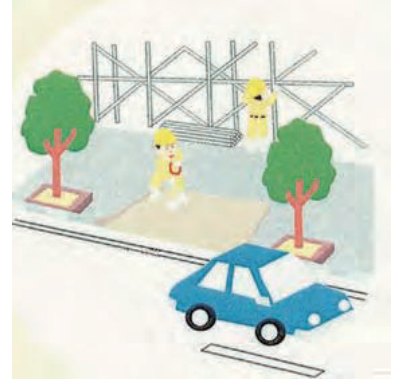
○自動車乗り入れのために行う歩道の切り下げ工事

○宅地構成などに伴う道路の法面の切り取り、埋め立て工事及び出入路の工事

※工事等の費用は自費負担となります

※工事完成後の道路敷地内の構造物等は道路管理者が引き継ぎます。

※申請は各出張所で受け付けます。



道路占用許可

■個人で設置する看板や日除けのほかに、公共の施設である電柱や信号機、地下に埋設する水道管等、道路空間を利用する場合は、すべて占用許可が必要です。

○許可を受けられる基準



○これは占用許可できません



※占用申請は各出張所で受け付けます。占用申請から許可までの期間は通常2～3週間です。

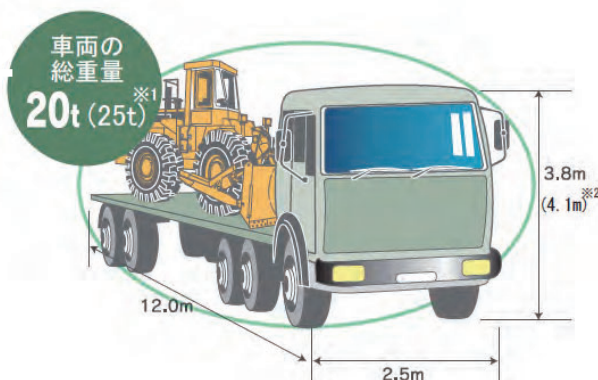
特殊車両通行許可

■下図の一般的な制限を一つでも超える車両を特殊車両といいます

特殊車両は、運行にあたり道路管理者の通行許可を受けなければなりません。(道路法第47条の2第1項)

○通行許可申請はオンライン申請を促進しています。佐伯河川国道事務所へのオンライン申請は平成29年3月より廃止されましたので他の申請先を選択してください。

【特車オンラインシステム】 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>



※1:高速自動車国道又は重さ指定道路のみ走行する場合

※2:高さ指定道路のみ走行する場合

特殊車両指導取締り状況



※平成27年1月より道路を極めて大きく損傷する重量超過の取締り及び罰則化を強化しています。